HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学部法学会記事(昭和四二年一一月～十二月)・北海道大学法学部公法研究会記事(昭和四二年十二月)・北海道大学法学部刑事法研究会記事(昭和四二年十二月)・北海道大学政治学研究会記事・北海道大学法学部民事法研究会記事(昭和四二年一一月～十二月)
Description	雑報
Citation	北大法学論集, 18(4), 204-206
Issue Date	1968-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27871
Type	other
File Information	18(4)_P204-206.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

（昭和四二年一一月―一二月）

六、一一月二四日（金）午後一時半―六時

○「地方政治と町内会・自治会」

報告書　小　亀　昭　夫

出席者　一五名

町内会・自治会の必要を肯定し、さらに進んでこれらの組織を法制化しようとまでする議論、動向がみられる。これに対しては、保守勢力の基盤確保を策するものだとか、かっての上意下達のルートを再び正式に確立しようとするものだといった反対もあり、論議は活発である。今回の報告は、現在における町内会・自治会論を整理するとともに、町内会・部落会が実際に果している機能（選挙のさいの投票に影響を与えるものとして、行政庁と住民とをつなぐパイプとして等）、これらの組織について議論をするにさいしては日本のカルチュア・パターンを無視しえないのではないか、これらの組織といっても最近では町内会・自治会＝行政末端機関という定式にあてはまらないようなものも発生している等々に言及した。質疑応答・討論では、以下のような点が問題となった。報告者の提出した日本のカルチュア・パターンに関連することだが、これらの組織に加入を勧められると断わりきれないで加入してしまうこと、このような日本人の態度は否定されるべきなのかどうか、加入して組織の民主化に尽すべきなのではないか、というような点、インテリと呼ばれる人間はそのような仕事を実際に行なうことをしないのが通常だが、それでよいのだろうか、かっての上意下達機関としての町内会・自治会を内部から解体させるような要因はないのか、この点に関して青年層がそのような要因たりえないか、ひとくちに町内会・自治会といっても消費生活の場としての都市におけるこれらの組織と生産の場としての農村におけるこれらの組織とは、団体の拘束力、機能、メンバーの意識において差があり、議論をするにさいして区別する必要がありはしないか等々。

町内会とか部落会とかにはたいていの人が加入しているであろう。別にとりたてて加入したくもないけれども、当面さしたる実害もないので加入する。これらの組織のなすことについては常々批判的であってもその批判に耐えるような方向での実践活動はしないのが、これまた通常であろう。報告者も（ついでに念のためにいえば雑報執筆者も）その例にもれない。加入して民主化運動をするという方法より以上の方法が浮ばないけれども、それも実のところおっくうなことである。それではどうするか。今回の例会のあとに残された問題である。

七、一二月二二日（金）午後一時半―五時

○「都市問題における土地法制」

報告者　遠藤博也
熊本信夫
秋山義昭

出席者　一五名

近時話題を呼んでいる都市問題なかんづく都市計画上の問題（土地区画整理、土地造成、地価安定策、等々）について、終局的には日本の法制度の検討整備を目標としつつも、そのための資料を準備する上での一作業として、英米独仏の都市計画に関する法制が紹介された。一人当り三〇―四〇分という短時間にそれぞれ英米、独、仏における法制について沿革・法制度の特色が要領よく紹介された。いずれの国においても問題を処理するために努力を重ね、基本法とでもいうべき法律をまとめあげ、鋭意努力中である。もちろん、各国には特色というべきものがある。この雑報においてはその点までは立ち入らない。報告時間の関係もあったのであろう（報告時間が短かかったのは報告者が三人ということもあるほか、後掲の忘年会開始時刻を厳守したためである）、細かい点についてまでは報告が及ばなかった。公用換地、公用収用、土地価格安定、土地税などの施策が各国で巧妙に機能しているのであろうか、日本としてもとり入れてみるべき方策があるとすればそれは何か、などについても言及されればさらによかったと思う。報告後の議論ではどちらかといえば日本法が問題となった。日本でも法律はある。土地収用法とか土地区画整理法などである。しかし、法律が所期の効果をあげているのかといえば、必らずしもそうではない。土地収用についてみれば、強制収用がなされることはすくない。土地収用法を強化して収用をよりしやすくせよという声があるが、強化をしないで現行のままで適用を積極化すべきである。日本では法律の建前とその実際の適用とがくいちがうことが多くあり、そのくいちがいを生ぜしめるように働らきかけているのは国会議員である。外国法制を検討してどのような方策がどのような条件の下でならば十分に機能を発揮するということを探ぐり出して、日本での方策を立案して欲しい。最近の花形的テーマであるだけにぜひとも研究を実らせていただきたい。以上のような議論、要望があった。報告者が留学をして実地を十分に視察してこられることが必要なのではないかという感想を雑報執筆者は抱いた次第である。

研究会の終了後、午後六時より九時まで、恒例の忘年会を開催した。場所はパーク・ホテル。会するところ二七名。この日この時に備えて発声練習その他現実の投資までもされた会員もあり、とりわけ、最後の一時間は盛会であった。幹事として――かような催しを司宰することは不慣れな――御協力を感謝したい。

北海道大学法学部公法研究会記事

（昭和四二年一二月）

一一、一二月一五日（金）判例研究

○判例時報　四七七号　七頁　浜　秀和
○判例時報　四七八号　一六頁　宮本昌子

北海道大学法学部刑事法研究会記事

（昭和四二年一二月）

六、一二月二日（土）判例研究

○判例時報　四八五号　一五頁　金谷幸雄

北海道大学政治学研究会記事

一〇、一二月八日（金）

○年報政治学一九六七年度「現代日本の政党と官僚」より
自由民主党の組織と機能・地方政党の構造と機能
富田容甫

北海道大学法学部民事法研究会記事

昭和四二年一一月～一二月

一三、一一月一七日（金）最高裁判所判例研究

○民集二〇巻　八号　一六四九頁　見沢
○民集二〇巻　七号　一三二五頁　神田
○民集二〇巻　六号　一一九七頁　中川

一四、一二月一日（金）最高裁判所判例研究

○民集二〇巻　四号　八二六頁　藪
○民集二〇巻　九号　一八四五頁　川井

一五、一二月八日（金）最高裁判所判例研究

○民集二〇巻　九号　一七七一頁　別府
○民集二〇巻　一〇号　二二二七頁　平出
○民集二〇巻　三号　三六〇頁　石川
○民集二一巻　二号　三四九頁　近藤

一六、一二月一五日（金）最高裁判所判例研究

○民集二〇巻　九号　一七一二頁　半田
○民集二〇巻　九号　一六九七頁　青竹
○民集二〇巻　五号　九四七頁　藤岡